

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行 坂井郡介護保険広域連合 三田町水居 17-45 (福井県坂井合同庁舎内)
TEL 0776-82-2800 FAX 0776-82-8855

vol. **1**
平成12年3月15日

二月二十一日に開かれた初の坂井郡介護保険広域連合議会定例会

(芦原町役場議場にて)



ご挨拶



坂井郡介護保険広域連合

広域連合長 奈須田 和彦

日増しに暖かくなってまいりましたが、みなさまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。 私こと

去る、二月一日の坂井郡介護保険広域連合の設立に際し、広域連合長の重任を担うことになり、その責任の重大さを痛感いたしております。

広域連合は、地方自治制度にある広域行政体であり、本年四月からスタートする介護保険事業を坂井郡六町が共同してその事務処理を行うものとして、福井県で初めての取り組みとなるものであります。

これからの地方行政は、地方分権が進められる中で、その自主性、自立性が求められ、2000年時代の新たな取り組みが注目されております。

このことから、坂井郡六町では介護保険料の統一や介護サービスの均一化など保険財政を含め、その事務を広域的に行うことといたしております。

社会の高齢化が喫緊の課題となっている今日、この広域連合による介護保険事業が郡内六町のみなさまの福祉サービスの推進に大きく寄与することを期待すると同時に、介護保険事業を通じて、今後の自治体のあり方や能力が大きく問われるものとも考えております。

みなさまの一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

広域連合設立

福井県初の広域連合となる坂井郡介護保険広域連合が二月一日発足しました。

当日は、福井県庁において栗田福井県知事より坂井郡六町長一人ひとりに設置許可書が交付され、その後六町長による選挙の結果、菅原町長の奈須田和彦氏が初代広域連合長に就任しました。

このあとの設立式には、関係者約六十名が出席し、あいさつに立った奈須田広域連合長は、「住民の期待と多様化するニーズに対応できる総合行政の組織能力が問われる。今後の自治体のあり方を探る大きな試金石となる。」と力説し、地方分権を進める中での「モデル行政」の実現に意欲を示しました。

初の広域連合議会

二月二十一日、第一回坂井郡介護保険広域連合議会定例会が菅原町役場議場で開かれ、正・副議長選挙の後、坂井郡介護保険広域連合介護保険条例や平成十二年度一般会計予算など三十五議案が原案可決・同意されました。

初代議長には濱中邦男氏、副議長には西島千春氏が選出され、収入役に坪川一朗氏がまた、広域連合監査委員に上坂卓見氏、藤岡秀敏氏が選任

されました。議会で選出された委員は次の皆さんです。

【議会議長】 ○委員長 林田弥三吉 ○副委員長 千利洪幸男

【監査委員】 ○委員長 西島千春 ○副委員長 藤岡秀敏

【保健管理委員】 新郷 一郎 高木 稔 渡邊 賢一 伊藤 勉

【福祉管理委員補充員】 澤美 和美 土屋 芳樹 瀧口 文雄 森瀬美智天



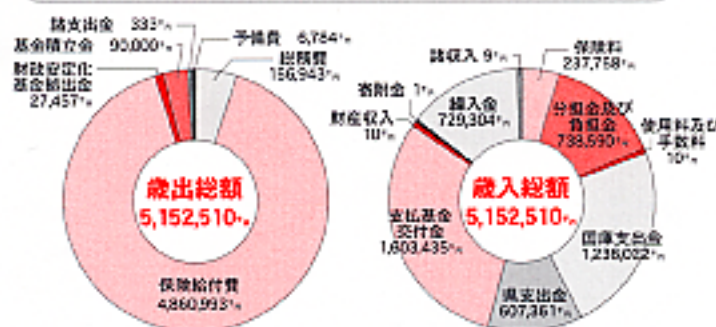
六町長による看板掲示

議員名目

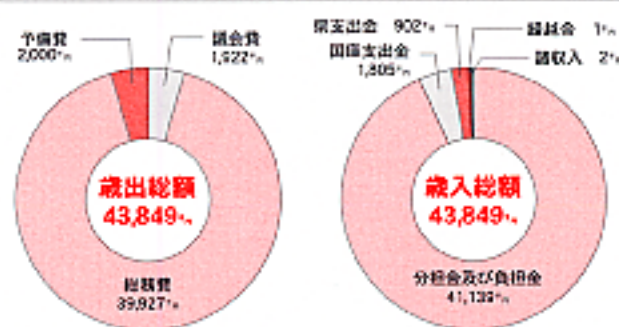
- 田中洋行(菅原町)
- 千利洪幸男(二国町)
- 松本朗(春江町)
- 伊藤聖一(坂井町)
- 東川継央(菅原町)
- 藤岡繁樹(丸岡町)
- 坪田正美(坂井町)
- 岩田等(丸岡町)
- 椎田眞(二国町)
- 浅田吉(金津町)
- 加藤秋弘(金津町)
- 田端達也(菅原町)
- 橋本幸一郎(丸岡町)
- 橋本幸三(金津町)
- 林田弥三吉(坂井町)
- 藤岡秀敏(坂井町)
- 濱中邦男(二国町)
- 西島千春(春江町)

(議決書参照)

平成12年度 介護保険特別会計予算



平成12年度 一般会計予算



『広域連合』とは?

広域連合は、様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することにも、国や都道府県から権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成七年六月から施行されている制度です。

広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたって処理することが適当であると認められるものに關して、広域計画を作成し、広域計画実施の必要な連絡調整を図り、それに関する事務の総合的かつ計画的処理を目的として広域行政を推進するものです。

現在、全国には五十四の広域連合があり、『坂井郡介護保険広域連合』は、福井県内で初の広域連合として注目されています。



4月からの
介護保険制度施行を前に
**介護保険の
被保険者証**
(保険証)
を交付します

■**保険証の交付**

坂井郡内の六十五歳以上(平成十二年四月一日現在第一号被保険者)の方に、三月末までに保険証を交付します。

保険証は介護保険の被保険者であることの証明書となります。また、要介護認定の結果など介護サービスを利用するための大切な情報が記載されていますので、お手元に届きましたら、記載事項について必ず確認をしてください。

■**保険証が交付されるのは?**

六十五歳以上(第一号被保険者)：みなさんに交付されます。新たに六十五歳になる人には、誕生月の末日までに交付されます。

四十歳以上六十五歳未満：介護認定を受けた方などに交付されます。

■**保険証の使い方**

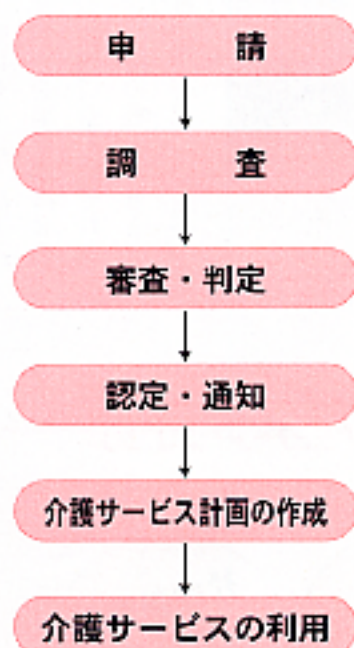
保険証は、要介護認定の申請や介護サービスの利用のときなど、介護サービスを利用するためにはかかせないものです。

大切に保管し忘れずに提示してください。

※ 保険証の利用に関する詳しいことは、保険証交付の際に同封されているパンフレットをご覧ください。



(((保険証はこんなときに使います)))



介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します

認定された要介護状態区分や支給限度額などが、保険証に記載されます

介護サービス計画の作成依頼を町に届け出るとき、また事業者から計画作成を受けるとき

居宅サービス、施設サービスを受けるときは、事業者や施設に提示します

所得の状況	保険料(1ヶ月)
生活保護受給者および町民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	1,500円(基準額×0.5)
町民税世帯非課税	2,400円(基準額×0.75)
町民税本人非課税	3,200円(基準額)
町民税世帯課税で本人所得額250万円未満	4,000円(基準額×1.25)
町民税世帯課税で本人所得額250万円以上	4,800円(基準額×1.5)

■**保険料**

坂井郡内の六十五歳以上の方の保険料基準額は同じ額になります。

ただし、所得の状況に応じて五段階に設定されます。

坂井郡の介護保険料が
広域連合議会で決定しました

保険料の納付は
平成十二年十月から

六十五歳以上の方の保険料については、平成十二年四月から九月までの半年間は徴収しません。

また、平成十二年十月から平成十三年九月までの一年間は保険料の半額を納めていただきます。

■**保険料の納期**

六十五歳以上の保険料の納期については、次のとおりです。

- 年金額が十八万円以上の方
：年金支給期ごとに年金から天引きします。
- 年金額が十八万円未満の方
：一年を八期に分けて徴収します。

第2号被保険者(各制度の40～64歳の被保険者)1人あたりの平均負担額の試算

政管健保	
3,100円	
健保組合	
3,930円	
国保	
市町村 1,280円	組合 1,410円

(注) 政管健保、健保組合については、40～64歳の被保険者1人あたりの平均負担額は、事業主負担1/2を含む。

